

入院される方へ

入院医療費の窓口負担を軽くできる制度があります。

入院の前に、限度額適用認定証の申請をしましょう！

1か月あたりの入院費が高額になった場合、病院から請求された医療費を全額支払ったうえで、後から保険者(国民健康保険、協会けんぽ、組合保険など)に申請すると、自己負担限度額を超えた医療費の払い戻しを受けることができます。ただしこの方法では多額のお金を一旦病院に支払う必要があり、払い戻しを受けるには2～3か月程度かかります。

入院前に保険者に「限度額適用認定証」を申請し、入院時に当院に認定証をご提示いただければ、患者さんから当院への支払いは、自己負担限度額のみで済ませることができます。

(70歳以上の方について：認定証の手続きは必要ありませんが、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をされると、食事代等が減額されることがあります。)

限度額適用認定証は月単位で適用されるため、入院期間が複数月にわたる場合は、それぞれの月ごとに自己負担額が計算されます。

限度額適用認定証は、申請が遅れると発行が受けられない場合があります。
なお、保険者によってはこの制度が利用できないところもあるため、入院前に、ご加入の保険証に記載された担当窓口、または当院医事課にご相談下さい。

半田病院事務局 医事課
：0569(22)9881 内線 1111
平日：午前 8:30 ~ 午後 5:15